

【主な質問項目】

1. M I C E の誘致・Wi-Fi 環境の整備について
2. 輸出品の商品開発等に留学生を活用することについて
3. 奄美黒糖焼酎の振興について
4. I T 産業及びコンテンツ産業における企業誘致や人材育成、地元発注について
5. 公設試験研究機関の研究充実について
6. 政策評価・情報公開について
7. 県外郭団体の決算書の記載充実について
8. 公平・公正な契約の実現について
9. まとめ

【質問本文】

1. M I C E の誘致・Wi-Fi 環境の整備について

■ 質問（しもづる）

鹿児島市・鹿児島郡区選出、無所属の下鶴隆央です。

本日の私の質問ですが、前半では、私が当初より掲げております「鹿児島に稼げる仕事をつくる」という観点から質問してまいります。

本県は、若者の県外流出率が全国でもワーストを争う状況であり、その原因はひとえに、鹿児島に稼げる仕事が乏しいからだと考えております。また、本県の公債残高、そして今後、高齢化で見込まれる福祉を中心とした行政需要に対応するには、何より若者が稼げる仕事につき、そしてそこから税収が入ってくる仕組みをつくる必要があります。

そこで、本日は、観光客をたくさん呼んで観光関連産業に稼げる仕事をつくる、本県の特産品などを県外・国外にたくさん売って、食品関連産業等に稼げる仕事をつくる、鹿児島の特性を生かし、研究開発に力を入れることで将来の稼げる仕事をつくる、といった点から、合計六点、質問・提案してまいります。

また、後半では、県政の「見える化」、県民みんなの知恵を集めて、よりよい鹿児島県をつくるという観点から質問いたします。

我々県議会議員の職務は多岐にわたりますが、その基本にあるものは、県民の皆様からいただいている税金が正しく、しっかりと使われているかどうかチェック・監視することであると考えます。一方で、後ほど触れますが、県は非常に巨大な組織でもあります。その中で、どこに問題点があって、どういう改善策を考えなければならないのか、その気づきを得るためには、現在、県がどのような施策・事業を行っていて、課題点がどこにあるのかということが明らかになる資料が公開される必要があります。

そこで私は、その県の行う施策・事業が非常に多岐にわたり、また、複雑な県政をわかりやすく県民の

皆様にお示しすべきであるという立場から、政策評価など合計三点、質問・提案してまいります。

それでは、質問に入ります。

最初に、鹿児島県に来られる観光客をふやすための取り組みについて伺います。

まず、MICEの誘致についてです。このMICEとは、企業が行う会議—Me e t i n g—、そして企業が行う報奨旅行、例えば営業成績がよかった営業マンを連れていくと行った報奨旅行—I n c e n t i v e T r a v e l—、そして学会等の国際会議—C o n v e n t i o n—、そして展示会等—E x h i b i t i o n—のそれぞれ頭文字をとった言葉で、これらのビジネス旅行のことを指す言葉です。

最近の観光分野で非常に注目されている言葉で、国でも二〇一二年十一月にMICE国際競争力強化委員会が設置され、二〇一三年六月十四日に閣議決定された「日本再興戦略」においては、二〇三〇年にはアジアナンバーワンの国際会議開催国としての不動の地位を築くという目標が掲げられ、多くの人やすぐれた知見、投資を日本に呼び込む重要なツールとしてMICEが位置づけられました。

また、同じく、二〇一三年六月十一日に観光立国推進閣僚会議で決定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」においても、観光立国実現に向けた主要な柱の一つとしてMICEが位置づけられており、海外からの誘客に向けた取り組みが既に始まっています。

このMICEが注目されているのは、国際的な知名度を向上させることに役に立つ、そしてまた地域経済活性化に非常に効果があることが挙げられております。例えば国際会議等が開かれますと、一度に多くの人数が呼べること、そして一人当たりの使うお金が大きいことが挙げられます。具体的には、このコンベンション関係で来られた外国人観光客が一人で一日に使うお金というのが六百九十ドル、日本円で約六万九千円と言われております。それに対して通常の外国人観光客であれば一万一千円と、六倍以上このMICEというのが地域経済に与える効果というのがございます。

本県でも、国際会議等で海外からお客さんをお呼びし、そして国際会議に限らずいろいろな分野の全国大会などで他県からお客さんをお呼びし、本県の観光に携わる方々に落ちるお金がふえ、ひいては、関連する産業に稼げる仕事をつくることにつながると考えます。

そこでまず、MICE誘致について、県として現状どのような取り組みを行っているのか教えてください。

また、各種国際会議や全国大会の開催地を決めるに当たっては、複数の候補地が立候補して競争になりますが、その際に首長が積極的なトップセールスを行っている事例も見られます。本県も誘致を目指す積極的なトップセールスに取り組むべきと考えますが、現状の取り組みと今後の考えについて教えてください。

続いて、MICE受入のための環境整備について伺います。

まず、現状、環境整備面でどのような取り組みを行っているか教えてください。

また、各種大会誘致に当たっては、コンベンション施設、特に千人規模以上収容の大会議場の整備が課

題です。そこでまず、本県におけるコンベンション施設の現状をどう捉えているのか。そして、施設整備に対する県としての考えを教えてください。

続いて、観光客誘客のための無料インターネット環境、Wi-Fi環境の整備について伺います。

Wi-Fi環境とは、ノートパソコンやタブレット端末、スマートフォンなどからインターネットに接続できるアクセスポイントのことです。近年、外国人観光客が日本に来た際の不満点として、外国に比べてこのWi-Fi環境の整備がおこなわれているということが挙げられております。

外国人観光客や若い世代の方々は、それぞれの観光地で見たもの、食べたものをタブレット端末やスマートフォン付属のカメラで撮影し、フェイスブックやツイッターといったSNS—ソーシャル・ネットワーク—キング・サービス—で友人、知人とリアルタイムに体験を共有するという楽しみ方をする方がふえています。また、初めて行く観光地に行った際には、インターネットで見に行く先を調べたり、また、ビジネス客にとっても出先で仕事をする上で必要不可欠なものであります。

さて、他自治体でもWi-Fi環境整備に向けた取り組みが既に始まっています。例えば福岡市では、民間施設と共同し、ホテルや駅、バスセンターなど観光客が立ち寄る場所に無料Wi-Fi環境を導入しています。また沖縄県では、観光コンベンションビューローと共同で、平成二十四年度沖縄観光国際化ビックバン事業、民間施設Wi-Fi支援事業において、沖縄県内の民間施設に対して、外国人観光客が無料で利用できるWi-Fi環境整備の支援を実施しており、空港や平和記念公園、石垣島の鍾乳洞などにも無料Wi-Fi環境を導入しています。

本県でも、外国人観光客や若い世代の観光客を呼び込むために、無料Wi-Fi環境整備を今すぐに取り組むべきだと考えます。そのことによって、観光関連産業に稼げる仕事をつくることができると考えます。

そこで質問いたします。

まず、県として、無料Wi-Fi環境の整備の必要性についてどのように考えているか、教えてください。

次に、観光関係の民間施設へのWi-Fi環境整備の促進策についてどのように考えているか、今後どのように取り組んでいくのか、教えてください。

そして、公的施設へのWi-Fi環境整備の促進策についてどのように考えているか、今後どのように取り組んでいくか、お答えください。

以上、一回目の質問といたします。

□ 答弁（伊藤知事）

コンベンションの受け入れ環境整備の取り組みについてのお尋ねがございました。

コンベンションの受け入れのための取り組みといたしましては、現在、鹿児島観光コンベンション協会におきまして、観光パンフレット等の提供や観光案内コーナー、歓迎看板の設置、アトラクションや宿泊費用の助成などを実施しているところであります。

県内で千人以上の各種大会が開催できる施設といたしましては、鹿児島市民文化ホール、宝山ホールのほか、県がふるさと融資制度により無利子融資した民間ホテルの国際コンベンションホールなどがあり、また鹿児島アリーナなどが、コンベンションの規模や用途に応じて、単独あるいは組み合わせるなどして活用されているところであります。

本県の将来を考える上で、さらなるコンベンションの誘致を図りますためには、大規模な国際会議が開催可能な会議場などは、時代の要請として必要になってきていると考えております。

□ 答弁（観光交流局長）

コンベンション等の誘致の取り組みについてでございます。

本県におけるコンベンション誘致・振興に当たりましては、鹿児島市が中心となって、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会が設立されているところでありまして、コンベンション開催後の観光地めぐりなど、県内各地への波及効果に着目して、県も一億円出捐いたしております。

同協会では、首都圏の大学、学会事務局へのセールスなどに積極的に取り組んでおりまして、その結果、参加者が百人以上のコンベンションへの支援件数は、昨年度百三十四件となっております。また、県の取り組みとしても、鹿児島市などと協力して、今年度は火山学に関する国際的な学術総会を誘致しましたほか、今後、国民文化祭や国民体育大会などの大規模イベントの開催も決定しているところであります。

知事トップセールスにつきましては、経済発展著しい東アジアを見据えた案件や、全国的な事業展開が見込まれる案件、メディア対策など、効果が大きいものを基本に、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

無料Wi-Fi環境整備の必要性についてでございます。

現在では、国内外を問わず観光客の多くが携帯端末を持ち歩き、情報を入手したり、フェイスブックなどで投稿を共有したりする旅行スタイルが一般化しつつあります。また、観光庁によりますと、外国人観光客が旅行中に困ったことの第一位は、無料Wi-Fiの環境が整っていないことであるとの調査結果が出ています。

人口の減少は、本県を含め、我が国が避けて通ることができない時代の流れであり、今後は海外を中心とする交流人口の増加に期待せざるを得ないことから、地域間競争に勝ち抜くためにも受け入れ体制の一層の整備が必要であり、宿泊施設、観光施設、飲食店などでの無料Wi-Fi環境の整備は重要な課題であると考えております。

民間施設、公的施設等におけるWi-Fi環境の現状と整備についてでございます。

民間の宿泊施設につきましては、現在、県観光連盟が調査中でありまして、これまでに回答のあった三十八施設のうち三十一施設においては何らかのWi-Fi環境を有しておりますが、全館で利用できるのは全体の四分の一にとどまっております。

また、観光客の拠点施設におきましては、鹿児島空港やマリポートかごしま等においてW i — F i 環境が提供されるなど、整備が進みつつあります。また、県有の観光関連施設におきましては、屋久島環境文化村センターでは利用可能であります。奄美パークなどの他の施設では利用できない状況です。

スマートフォンやタブレット端末等の普及が急速に進んでおりますことから、無料W i — F i 環境の整備につきましては、民間事業者のサービスの状況や他県の取り組みも参考に検討してまいります。

■ 質問（しもづる）

自席から再質問いたします。

コンベンション施設の整備についてです。

いろいろな各種大会にも規模が千差万別ありまして、どの規模の会議をメインターゲットにするかによって、施設整備の考え方というのは違ってこようかと思えます。その各種大会の規模として、二百人以下の小規模のもの、二百人から千人、二千人の中規模のもの、二、三千人以上の大規模のものがありますが、今後、県としてどこをターゲットにしていくのか、考えを示していただきたいと思えます。

と申しますのが、スーパーアリーナ構想に関連して知事の記者会見、拝聴しておりまして、直接の言及ではないものの、その施設分散に関するやりとりで五千人とか七千人とか、そういう直接の言及ではないですけれども、例示として出てきております。

私自身の考えを申し述べれば、確かに大きなものをつくって呼べれば一番いいのですが、現状、日本で開かれる国際会議の中で三千人以上の規模というのは件数にして六%程度というものであり、福岡で見ても年間三十件程度という状況であり、また先日議会運営委員会で、新潟の「朱鷺メッセ」というところに視察に行っていました。立派な施設はあるんですけど、メインホールが年間十件かそこらと伺っております。

私自身は、既存施設をうまく活用しながら、より少ない投資で大きな効果を得るという方法、例えば県民交流センターというところが中会議場、小会議場をたくさん持っています。ただし、唯一欠けているのが千人規模の大会議場というものです。例えば、あそこの中庭に大会議場を増設するですとか、既に県民交流センターも二百二十億円、このスーパーアリーナ構想は三百億円と聞いておりますが、同等の規模のお金を投資していて、かつ年間三億円か四億円維持費がかかっているわけです。既存のものを有効活用して、少ない投資で大きな効果を得ようとする考え方も必要ではないかと思えますが、改めて、コンベンション施設整備におけるメインターゲットと施設整備の考え方をお示してください。

□ 答弁（観光交流局長）

コンベンションの誘致に当たりましては、現状では、先ほど知事のほうから御答弁申し上げましたとおり、いろいろな施設、現有の施設を活用して誘致を図るという前提でいたしております。ただ、今後、鹿児島が国際競争に勝ち抜き、国際観光都市になっていくためには、コンベンション施設が現有施設のままでもいいのかどうかというのは、今後、大きな検討課題であろうと思えます。

その中にありまして、世界的な国際コンベンション都市におきましては、一つの施設で大きなコンベンションと小さな分科会が同時に開催できる施設というのが主流になりつつあります。鹿児島では現状、いろいろな施設の組み合わせでやりくりしているという状況もございます。そういうものも考えながら、今後の大きな方針を考えていくことになろうかと思っております。

2. 輸出品の商品開発等に留学生を活用することについて

■ 質問（しもづる）

続いて、輸出品の商品開発等に留学生を活用することについて質問いたします。

これから我が国は人口減少時代に入ること考えれば、本県の各産業、例えば農産加工品、食料品の関連産業は、売る先として中国や韓国、東南アジアといった地域をターゲットにする必要があります。

ところで、国、地域が変われば、味の好み、嗜好が異なるものです。またパッケージ、商習慣も含め、売る場所等についても、国、地域によってそれぞれ異なる適した方法があると思います。

そこで、現地で売れる商品をつくるためには、現地の味に合わせ、またその地域で売れるパッケージをつくり、現地で目立つところ、方法で売る必要がありますが、そのためには、味、パッケージ、商習慣等について現地のそれらを知る必要があります。大企業であれば現地に駐在員をおいて調査する方法がありますが、中小企業ではなかなかそうもいきません。

そこで提案したいのが、県内の大学等に來ている外国人留学生を活用する方法です。例えば県が輸出品を開発したい中小企業と、ターゲットとなる国、地域から來ている県内留学生をマッチングして、商品開発アドバイザーのような形でパートやアルバイトでも雇ってもらおうという形がとれば、中小企業の側も、駐在員を置くよりもはるかに安く現地で売れる商品開発を行うことができますし、留学生の側も、母国より物価水準が高い日本で学ぶ上で大変な学費や生活費を稼ぐことができ、双方にとってよい仕組みではないかと考えます。また、それにより輸出が盛んになり、稼げる仕事をつくることができると考えます。

そこで質問します。

輸出先で売れる商品開発のために、県内留学生の意見を聞き、より現地で受け入れられる商品開発を行うための環境整備を行うべきと考えますが、現状の取り組みと今後の方向性について教えてください。

□ 答弁（商工労働水産部長）

留学生を活用した商品開発のための環境整備の取り組み等についてでございます。

県内企業の海外展開や海外ニーズに合った商品開発等のためには、輸出相手国の商習慣への理解や嗜好性の把握とともに、グローバルな人材の確保が重要と考えておりまして、平成二十三年度から、県内企業とアジアなどの留学生との交流セミナーを開催しているところでございます。

本年八月に開催いたしましたセミナーにおきましては、食品製造業者など十六社と外国人留学生三十五名が参加いたしまして、食品の嗜好性や商習慣等について意見交換などを行いまして、参加企業からは、留学生の意見を聞くことができ、今後の商品企画の参考になったなどの評価をいただいております。来年一月に二回目の開催を予定いたしております。

県といたしましては、海外展開等を図ろうとする県内企業を支援いたしますため、今後とも、企業と留学生が直接意見交換できる機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

3. 奄美黒糖焼酎の振興について

■ 質問（しもづる）

焼酎乙類、いわゆる本格焼酎として黒糖焼酎は、大島税務署管内、すなわち奄美市と大島郡内でのみ製造ができるもので、「奄美黒糖焼酎」は地域団体商標にもなっています。明治以前から奄美特産のサトウキビを原料としてつくられてきた歴史もあり、黒糖焼酎はまさに奄美ならではの特産品と言えます。

しかしながら、原料となる黒糖は、大半が外国産・沖縄産という現状があります。その理由としては、第一に外国産・沖縄産が安いことがあります。特に、沖縄産は焼酎原料となる含みつ糖に対し補助金が出ているのに対し、奄美については加計呂麻島産のものみに同等の価格補填がなされているだけという状況です。理由の第二は、そもそも奄美産の焼酎原料となる含みつ糖が少ないということです。白砂糖になる分みつ糖を製造するという国の政策のもと、サトウキビも大半がこの分みつ糖になっているからです。

さて、奄美群島は世界自然遺産登録に向けた取り組みを進めており、登録された際には多くの観光客が訪れることが期待されます。県外・国外から来る観光客の方々は、やはりその土地ならではの酒、「奄美産の黒糖でつくった、奄美だけでつくれる黒糖焼酎」を飲みたいのではないのでしょうか。

また、将来を考えると、サトウキビ農家の方が稼げる仕組みも必要です。現在、サトウキビは、買入れ価格の約三分の二が補助金によって支えられています。補助金を除いたサトウキビ本体の価格を上げ、奄美に稼げる仕事をつくるためには、「どこで生産しても同じ砂糖」ではなく、「奄美産の黒糖」に物語をつけ、付加価値をつけていく必要があります。もしも「奄美産の黒糖でつくった、奄美だけがつくれる黒糖焼酎」が高付加価値のものとして消費者に認められれば、それなりの価格で売ることができますし、酒造メーカーにもサトウキビ農家にも稼げる仕事をつくり出すことができると考えます。

そこで質問いたします。

奄美産黒糖を使用した黒糖焼酎について、その表示並びに普及啓発に努めるべきと考えますが、県の考えを示してください。

□ 答弁（観光交流局長）

奄美産黒糖を使用した黒糖焼酎についてでございます。

黒糖焼酎については、近年、原料の黒糖にこだわり、手づくりの黒糖のみを用いた銘柄や、地元の畑でとれたサトウキビのみを用いた銘柄、さらには、酒造メーカーみずからサトウキビ栽培から製糖を含め一貫して製造した銘柄など、付加価値の高い商品開発に取り組む動きがあり、そのような焼酎には地元産黒糖が使われている旨の表示がなされているところです。

黒糖焼酎に奄美産黒糖を用いることは、近年における消費者の食に対する安心・安全や産地へのこだわりなどのニーズに応え、奄美黒糖焼酎のブランド強化を図る上でも重要と考えておりまして、県としては、地元業界等の意見も聞きながら対処してまいりたいと考えております。

4. IT産業及びコンテンツ産業における企業誘致や人材育成、地元発注について

■ 質問（しもづる）

続いて、IT産業及びコンテンツ産業—ソフトウェア、ゲーム、アニメ、漫画、映画等—に企業誘致や人材育成、地元発注の取り組みを行うことについて伺います。

鹿児島に稼げる仕事をつくるためには企業誘致や産業振興が重要ですが、近年、企業が撤退する事例が相次いでいます。本県は、地理的に見れば、東京、大阪といった国内の大消費地から遠くに位置するため、重厚長大産業、重くて大きいものをつくる製造業の場合、どうしても運送費面で不利になります。その点、運送費が限りなくゼロに近いIT産業及びコンテンツ産業は、本県が地理的にも不利にならずに競争できる有望な分野であり、これらの産業振興を図ることで、稼げる仕事をつくれると考えます。

九月三十日に県議会は、鳥獣被害対策及び若年者の雇用対策に関する政策提言を知事に行いましたが、若年者の雇用対策に関する政策提言の中で、「産業振興による雇用対策について」という一節で、「本県にとって立地可能性が高く、若年者の雇用が期待されるIT産業及びコンテンツ産業の企業誘致や人材育成、地元発注により一層取り組むこと」という政策提言を行ったところです。

そこで質問いたします。

この政策提言の各項目について、今後どのような取り組みを行っていくか示してください。

□ 答弁（商工労働水産部長）

IT産業及びコンテンツ産業の企業誘致や人材育成などの政策提言への対応についてでございます。

IT関連産業などの企業誘致につきましては、本県の立地環境や県内の関連企業を紹介するなど、積極的な誘致活動を行っておりまして、過去五年間におきましては、ソフトウェア業やインターネット付随サービス業など十六件の立地があったところございまして、またフィルムコミッション活動を行うNPO法人への支援を通じまして、映画やドラマ等のロケの実施についても積極的に働きかけますと

もに、ロケ地情報の提供や各種許可手続の一本化などのサービスに努めているところでございます。

県内 I T 企業等の人材育成につきましては、今年度は、スマートデバイス用ソフトウェア開発講座を開催しているところでございまして、今後新たに、企業支援型雇用基金を活用いたしまして、ウェブサイトやコンテンツ開発能力の向上を支援し、新たな操業や新事業創出を促進する事業を実施することにしたしております。

地元 I T 企業の受注機会の確保につきましては、情報システムの調達単位を設計・開発及び運用・保守等に分類いたしましたり、またハードウェア、ソフトウェアに分類いたしますなど、地元 I T 企業が入札に参加しやすい環境づくりに努めているところでございます。

今後ともこのような取り組みの充実を図りまして、I T・コンテンツ産業における若年者の雇用機会の確保につながるよう努めてまいります。

5. 公設試験研究機関の研究充実について

■ 質問（しもづる）

続いて、公設試験研究機関の研究充実に向けた取り組みについて伺います。

鹿児島に稼げる仕事をつくるためには、産業・分野を問わず、県外・国外に高くで売れる商品をつくる必要があります。そのためには、他県と同じ製品をつくっていたのでは、いずれ価格競争に巻き込まれ、将来的には値段が下がってしまうことから、他県とは違う、差をつけられるものをつくる必要があります。そのためには、研究開発が必要不可欠です。

本県には、公設試験研究機関として、工業技術センター、農業開発総合センター、森林技術総合センター、水産技術開発センター等がありますが、いずれの分野の研究も、将来の本県の産業振興を支える非常に重要なものです。

さて、試験研究関連の予算には、県単独の予算と、他研究機関との競争で獲得してくる国の補助金、いわゆる競争的資金がありますが、この競争的資金の総枠は減ってきております。例えば、平成二十二年から三年間、平成二十五年で比較しますと、総計で平成二十二年は四百六十三億円に対し、平成二十五年は四百八億円、約一五%減、また、本県の基幹産業であります農業分野に着目してみますと、農水省所管の競争的資金に関しては、平成二十二年の百二十二億円から平成二十五年は六十六億円と半減している状況であります。したがって、研究開発の予算面から県単独予算の重要性がより増してきていると言えます。

一方で、私は、それぞれの機関が本県の産業振興に果たす役割からすれば、現在の試験研究関連予算は少ないのではないかと考えております。

そこで質問いたします。

まず、工業、農業、林業、畜産業、水産業それぞれについて、それぞれの産業の県内生産額と県単試験研究費を答えてください。

また、私は、未来の本県の産業をつくる、ひいては稼げる仕事をつくるための試験研究にはもっと予算をつけるべきと考えますが、県の考えを示してください。

以上、二回目の質問といたします。

□ 答弁（商工労働水産部長）

公設試験研究機関の充実についてでございます。

まず、本県の各産業分野における生産額は、製造業が約一兆八千億円、農業については耕種部門が約一千七百億円、畜産部門が約二千四百億円、林業が約百十億円、水産業が約一千億円となっております。

また、各公設試験研究機関における県単独の試験研究費は、本年度予算ベースで工業技術センターが約一千百万円、農業開発総合センターにつきましては耕種部門が約五千万円、畜産部門が約七千四百万円、森林技術総合センターが約五百万円、水産技術開発センターが約一千七百万円となっております。

試験研究機関は、本県の産業おこしの技術的なよりどころでございまして、試験研究の果たす役割は御指摘のとおり大きいと考えておりますことから、今後とも、生産現場や市場ニーズに的確に対応した研究開発を進め、本県産業の振興・発展に寄与できるよう、必要な研究予算の確保に努めてまいります。

■ 質問（しもづる）

自席から再質問いたします。

公設試験研究機関の研究費についてであります。

知事はマニフェストの中で、第五章の「経済飛躍・かごしま」という章の中で、「さらなる農林水産業の振興と安心・安全・新食料供給基地の形成を図ります」とされておりまして、その第六十四項目めには「地球温暖化に対応した新たな品種の育成・導入や栽培技術、病虫害防除技術など技術革新を先導する研究開発を加速するため、試験研究機能の充実強化を図ります」という一節がございます。

言うまでもなく、農業、畜産業、本県の基幹産業でございます。今、答弁がありました農業耕種部門については、産出額一千七百億円に対し、県単の試験研究費は五千万円、約三千、四千分の一、そして畜産部門については、産出額二千四百億円に対し、県単試験研究機関が七千四百万円、おおよそ三千分の一、四千分の一というところであるかと思えます。たしかこういうところは産品を売っているのに、真水としての試験研究費というのはもっと少ないんじゃないかなと思っているところがあるんですね。

いずれにしても、この五千万円、七千四百万円という単位は、本県の基幹産業である農業、そして今後、付加価値をつけて売るものをつくっていく、将来の農業、そして産業をつくっていくという観点からすれば、やはり少ないんじゃないかなと思うんですね。

そこで、知事マニフェストの第六十四項目め、「試験研究機能の充実強化を図ります」とある関係からも、今後、では、この農業に関してですが、試験研究機能の充実強化というのはどのような形で図っていくものなのか、方針をお聞かせいただきたいと思います。

□ 答弁（農政部長）

議員の質問、農業に関しましての今後の試験研究の方向性だと思いますけれども、先ほど議員がおっしゃられました温暖化の対応みたいに、新しい課題というものの対応も含めまして、基本的には本県に適した優良品種の開発ということでありまして、生産性向上のための栽培、飼養管理技術の開発、あと環境と調和した農業技術の開発、高付加価値化のための加工技術の開発というようなことを現在行っておりまして、特に今、大隅地域では大隅加工技術拠点ということで、やはり高付加価値化をつけるためにどうすればいいのかということも含めて、考えておりまして、試験研究の内容につきまして、いろいろ試験研究費につきまして、多い、少ないというものはありますけれども、やはり地元に着目した試験研究の課題でありまして、さらに試験研究機関が持っておりますシーズを生かした研究ということについては、その予算の中で最大限取り組めるように配慮して進めているところでございます。

6. 政策評価・情報公開について

■ 質問（しもづる）

今、試験研究に関して再質問いたしました。

もちろんマニフェストに記載の方向性、地球温暖化に対応ですとか、今後の売れる新しい品種の開発ですとか、取り組んでいくのは当然のことではありますが、研究費の枠が一定で頭打ちになっているのは、研究できるものの本数というのも限られてきてしまいます。やはり今後の産業をつくっていく上では、その研究をたくさん走らせることができるように、やはり単なる消費ではなくて、将来のお金を生む投資ですから、しっかりと取り組んでいくべきだということを申し添えておきます。

それでは、後半は、県政の「見える化」、県民みんなでよりよい鹿児島県をつくるために、という観点で質問してまいります。

県民の皆様がこの県議会へとお送りいただいてから二年八カ月が経ちました。最初に驚いたことは、県の役割が非常に幅広い分野にわたることです。医療福祉、農林水産業、商工業、観光、土木、教育、警察など、県が行っている政策、施策、事業について、まず現状を把握、勉強することが私の大きな課題となりました。もちろん今もそうであります。

県議会議員という立場をいただいておりますので、県政に関する情報は担当課に資料要求すれば出てきます。しっかりと調査を行った上で、改善すべきことを指摘し、改善策を提案していく。そうやって県民の皆様のお役に立てるよう一歩ずつ取り組んでまいりました。

その中で、やはり県行政、県庁は巨大な組織である。議員が一つ一つ資料要求する前に、県民の皆様に対して施策・事業の現状がわかる資料を公開すべきであると考えようになりました。

ここで、県議会と県行政、県庁との規模を比較したいと思います。

まず、人員ですが、県議会議員は定数が五十一名、それに対して県庁は、教育委員会、警察本部を合わせると約二万四千人であります。すなわち、議員一人で職員五百人分の仕事をチェックするということになります。また、予算規模ですが、議会予算が約四十人の事務局職員給与も含めて十四億円弱、それに対する県予算が七千八百億円ですので、予算面で言えば、議会は事務局を含めても、一人で五百五十人分の仕事をチェックするということになります。それだけ、チェック対象の県庁というところは非常に巨大な組織であります。

そこで、私が考えるのは、見る目をふやすということであります。我々県議会議員は、県民の皆様からいただいた税金の使い道をしっかりとチェックするために一生懸命努力することは言うまでもありません。一方で、県民の皆様もそれぞれのお仕事・分野のプロです。プロの目で見れば、この事業はもっと何とかできるはず、安い方法があるはずなど、知恵が出てくると思います。

その上で、県民の皆様知恵を集め、もちろん議員本人も一生懸命に知恵を出し、掘り下げて調査を行い、よりよい改善策、政策を提案していくこと、二元代表制の一翼を担う機関として、議会が政策面で知事と競争し、よりよい県政の実現のために取り組むこと、これらのプロの議員としての仕事のスタートラインにあるものが、県政の現状・課題をわかりやすく県民の皆様公開することだと考えております。

私は、これまでも政策評価の充実についてたびたび取り上げてまいりました。私は、県の行う全ての施策・事業を対象とした政策評価を行うべきだと考えております。一方で、担当課による一次評価を行い、さらに外部有識者による二次評価を行うといったことは、人的・時間的にもコストがかかるのもまた事実であります。

そこで私は以前より、地方自治法第二百二十三条第五項に規定されている、決算の際に提出される「主要な施策の成果を説明する書類」、本県では「主要施策の成果に関する調書」—成果調書—と読んでおりますが、この記載事項を政策評価の考えに基づいた充実したものによって、比較的簡単に全施策・事業を対象とした政策評価と同等のことが実現できるとして提案してまいりました。

この成果調書ですが、私の前回六月議会の一般質問を受けて、平成二十四年度決算分から県のホームページで公開されるようになりました。ぜひ県民の皆様にもごらんいただきたいですし、また、担当の職員の方々には御対応いただき、御礼申し上げたいと思います。

ホームページですぐに見られる状態になったことは喜ばしいことですが、一方で、中身にはまだまだ課題が山積みです。本日も、改善の提案を含め、質問してまいります。

さて、この成果調書ですが、「主要施策の成果に関する調書」と言うとおりの、県が行う施策の成果が記載されているべきものです。しかしながら、現状では、施策・事業の目的に対応した成果が書かれていないと考えます。何をやった、何にお金を幾ら使ったというのが大半で、その結果、何を実現したかという

記載が非常に少ない状況です。

そこで、まず伺います。

施策・事業の成果とはどういうものだと考えているか、教えてください。

また、現状の成果調書は、それに加えて、政策評価に必要な要素、必要性、すなわちその事業を県がやる必要があるかどうか、市町村やNPO、民間等に任せるべきではないのかというチェック。また有効性、ちゃんと政策目的に合った成果が出ているのかというチェック。そして効率性、もしも成果が出ているとしても、税金を湯水のごとく使っているわけではなく、より安くでより効果の出る方法をとっているかというチェック。全てが欠落していると考えます。

なお、本日議員の皆様のお手元には、大分県で実際に使用している成果調書の様式をお配りしております。こちらは議会での委員会質疑にも大いに活用しているようで、成果目標設定ですとか達成状況、そして今申し上げた必要性、有効性、効率性といった要素が盛り込まれているものです。

私は、このように、施策・事業の成果をしっかりと意識・定義し、目標数値を設定し、また、必要性、有効性、効率性の観点からしっかりと施策・事業をチェックするための統一様式を作成すべきだと考えます。

それぞれの施策・事業の担当課も、この政策評価の思想、成果重視の思想に基づいた様式に従って作成することにより、全庁的にその思想が浸透すると考えます。また、その結果でき上がる成果調書は、県が行う施策・事業の現状や課題について、非常にわかりやすく県民の皆様にお示しすることができ、その結果、皆様から大にお知恵をいただけるものになると考えます。

そこで伺います。

私のこの提案に対する考えをお聞かせください。

さて、県が行う施策・事業の多くは、一年限りではなく継続事業も多くございます。特に継続事業の場合、ずっと同じことをずっと同じ予算で行うのではなく、それまでの成果を踏まえ、次年度以降の事業のあり方、予算が決められるべきものと考えます。

そこで伺います。

現在、予算編成において、それまでの成果をどのように調査し、次年度以降の予算に反映させているかお聞かせください。

また、予算編成においても、先ほど提案いたしましたような資料を作成し、公開すべきと考えますが、考えを示してください。

以上、三回目の質問といたします。

答弁（総務部長）

施策・事業の成果等についてでございます。

施策・事業の成果とは、施策を行うことによって得られた結果であり、本県の「主要施策の成果に関する調書」においては、数値目標の達成に向けて取り組んでいる施策について、その数値目標を記載することとし、客観的指標などにより成果を把握することが困難な事業につきましては、対象人数などその実施状況を成果として報告することといたしております。

同調書は、予算審議において必要性をお認めいただいた諸事業について、年間を通じた実施状況を決算資料として取りまとめることで、決算の認定を行う際に、単なる数字の審査にとどまらず、事業の成果についても検討を加えられるよう、先ほど御指摘もございました地方自治法の規定に基づき作成しているものでございますが、効率性という視点に関しましては、地方公共団体の実施する施策は、法令に基づく給付事務や一定の基準に基づく予防的施策などが多いことを踏まえ、決算資料である成果調書において、効率性という視点を統一的に整理することは困難であると考えております。

県では、平成二十三年度の成果調書から、施策の実施による成果を数値であらわせるものにつきましては、数値を経年で記載いたしますとともに、行政評価、知事マニフェストなどに目標値が設定されているものにつきましては、成果としての数値に加え、その達成状況が確認できるように記載するなどの改善を図ったところであり、引き続きこうした取り組みを徹底し、各施策の成果がよりわかりやすいものとなるよう努めてまいります。

成果と予算編成とのリンク等についてでございます。

予算編成に当たりまして、継続事業の取り扱いにつきましては、それまでの事業実施に係る予算・決算額やその実績、事業効果だけでなく、国の予算や制度改正などの動向、関係団体の意向、さらには県税等の財源確保の状況などを踏まえ、総合的に検討を行っているところでございます。

したがって、予算案の公表の際に、御指摘のように成果にのみ関連させて予算を説明することは、予算編成の実態を反映しておらず適当でないと考えており、これまでも、県民の方々にできる限りわかりやすい形で御理解いただくという観点から、当該年度の予算編成の考え方、各施策の目的や内容、事業量等を記載した資料を公開しているところでございます。

■ 質問（しもづる）

成果調書の統一様式の整備について再質問いたします。

今、施策・事業の成果並びに統一様式について質問いたしましたが、それはなぜ質問したかといいますと、具体的に現状の成果調書に問題があると見ているからなんですね。例えば、これだけ膨大にわたりますので、まず一ページ目から話をしますと、まず最初の一ページは書かれているのが、「知事と語る会」が書いてあります。こちら、施策の目的は、読み上げますと、「県政の円滑な推進を図るため、県民の県政に対する意見・要望等を把握し、施策への反映に努める」。目的は、施策への反映に努めるということです。

ところが、この調書には、例示でいいんですけれども、どういう施策を、声を聞いてこの施策に反映さ

れたかというのが一切書いてないんですね。そうしますと、予算額として百万円、決算として六十七万円の事業ですが、じゃこれが有益な事業なのかどうかというのが判断できないんですよ、どういう声を聞いて、どういう施策へ反映したか。施策へ反映したのがたくさん反映したのであれば、例示でいいから載せなければいけないものだと考えます。

また、ほかは統一的に問題があるものとして、よく事業の目的として「普及啓発に努める」とありますが、じゃ普及啓発に努めるという目的に対応する成果は、ビラを配ることなのか、それとも県民の方に認知度がこれだけふえたということなのか、私はこちらだと考えます。ところが、現状の評価調書の中には、もうお金を使ってビラを何万枚も配ったからいいでしょうと、そういう記載なんですよ。

なので、これを変えるためには、効率性は先ほどの答弁のとおり、できないところはできないでいいんですが、必要性そして有効性について、必ずここに記載してくださいよというきっちりとした統一様式を整備すべきだと考えますが、それについてのお考えをお示してください。

□ 答弁（総務部長）

必要性、有効性についての御質問でございます。

私どもの成果調書については、今お示しがありましたとおり、「施策の目的」のところ、何のためにこの施策をやるかということは書いております。ちなみに、今、議員が議場のほうにお配りいただいているかと思えます、この様式の事例とかを見ていますと、例えば、目的のところ、これは子ども、子育ての関係の保育支援事業でありますけれども、意図として「子育ての経済的負担の軽減」ということが書かれております。これが目的であり、このことについては我々もきちっと書いているところでございます。

さらに、様式上の問題だとは思いますが、ここに目的として書かれている「経済的負担の軽減」が、例えば事業成果のところ「軽減された」と、同じ趣旨が書いてあったりですとか、必要性のところには、この説明のところ「保護者の経済的負担を軽減し」ということで、同じような趣旨が散りばめられて書いてあると。

つまり私が何を申し上げたいかということ、我々どもの様式で言っている「施策の目的」の中に書かれているものについては、その施策の必要性というものが含まれているというふうに考えております。

ただ、御指摘のように、もう少し明確に書くべきという御指摘は、継続的に、わかりやすい調書という観点から改善していく必要があると思えますけれども、今言ったように、統一的な様式で改善できる部分とできない部分、一点に集中して記載しているような部分もありますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

7. 県外郭団体の決算書の記載充実について

■ 質問（しもづる）

続いて、県外郭団体の決算書の記載充実について伺います。

県が行う事業の中には、外郭団体に委託して行っているものも数多くありますが、県が県とかかわりの深い外郭団体に税金を使って事業を委託する際には、ちゃんと民間企業と公平な競争を行っているのか、委託金額は適正かどうかなど、より厳しくチェックする必要があります。また、県本体の財政状況が厳しい中、外郭団体に県に返せるお金はないのか。また、反対に、将来的に県に降りかかってくる借金はないのかなどもチェックする必要があります。

この点、地方自治法第二百四十三条の三第二項並びに地方自治法施行令第一百五十二条の規定により、県が一定以上の出資または一定以上の債務を負う外郭団体については、経営状況を説明する書類を作成し、次の議会に提出しなければならないと定められております。

この外郭団体決算書は非常に有用な資料で、私もこれを活用しまして、これまでこの本会議で、県住宅供給公社が県から、競争なし、随意契約で年一億二千万円収入のある鴨池ニュータウン駐車場をわずか四千万円で借りていることですか、県地域振興公社には多額の埋蔵金が存在することを指摘してまいりました。

県民の皆様の負託を受けて税金の使い道を監視する県議会議員として、関連資料を調査し、なければ要求し、その上で追及するのは当然の話ですが、見る目をふやすという観点から、本来であれば最初から、さまざまな情報が県民の皆様に明らかにされているべきだと考えます。

そこで質問いたします。

県外郭団体決算書の記載事項については、これまでの記載事項に加え、県職員の再就職状況、県からの受託事業の状況、それらの契約形態を来年度分から追加すべきと考えますが、お考えをお示してください。

□ 答弁（総務部長）

外郭団体の決算書についてでございます。

地方公共団体の長は、地方自治法の規定に基づき、出資法人等について、毎事業年度その経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならないとされております。この規定は、これらの法人は、地方公共団体が出資等を行い、または債務の負担をしていることに鑑み、十分に経営状況を把握しておく必要があるという趣旨のものであって、経営状況を説明する書類は、地方自治法施行令によりまして、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類とされております。

県としては、これまで提出しております貸借対照表、損益計算書、事業の実績報告等を記載した決算に関する書類により、各法人の経営状況を的確に把握できているものと考えておりますが、付加的な情報として御指摘のあったような点についてどのように扱うか、今後検討してまいりたいと考えております。

8. 公平・公正な契約の実現について

■ 質問（しもづる）

続いて、公平・公正な契約の実現について伺います。

県は、公共工事の入札、県有施設の維持管理の委託、県有地の売却など、さまざまな形で民間事業者と契約を結びます。その契約に当たっては、一定の違法・不正な行為を行った会社は入札に参加できないような仕組みになっておりますが、昨今民間企業ではコンプライアンス経営ということが言われています。利益を追求するためには何でもやるということではなく、法令を遵守するのはもちろんのこと、社会良識やルールをしっかりと守った企業活動を行うというものです。

最初に掲げた各種の県が結ぶ契約も、最終的には県民の幸福量を最大化する、すなわち県民の幸せにつながるものでなくてはなりません。もしも、たまたま一円安くで落札した会社が、労働者をいじめる会社だったら、消費者をだます会社だったら、民主主義における正当な意思形成をゆがめる公職選挙法違反を犯す会社だったらどうでしょうか。契約時点で県に入るお金は少し有利になるでしょうが、県民全体で考えたら幸福だとは思いません。

ここで私は、県にも、契約においてコンプライアンス経営に基づいた取り組みを提案いたします。県が各種契約を結ぶ際に、例えば過去一定期間に賃金の不払いや過剰な労働時間といった労働法違反や、消費者をだます詐欺や消費者保護法違反、そして民主主義における正当な意思形成をゆがめる公職選挙法違反等を行った事業者については、入札参加できなくするのですとか、総合評価方式の評価項目の減点要素にするといった取り組みを行うべきと考えますが、県の考えを示してください。

最後に、指定管理者制度について伺います。

今回の議会にも、吉野公園、大隅広域公園、ふれあいスポーツランドなどの議案が提案されております。今回提案された議案は、公募を行ったということで非常に喜ばしいと考えておりますが、公募を行ったといっても、その審査体制、経緯を注意深く見る必要があります。

例えば、ふれあいスポーツランドの選定においては、募集要項に審査基準が明記されていることは評価できます。しかしながら、それぞれの審査基準の項目が何点満点で、応募した会社がそれぞれの項目で何点とっていたかということを公表する必要があります。例えばこの例では、全体の点数は公表されておりますが、これだけではちゃんと各項目評価されているかどうかわかりませんし、また、落選して再チャレンジしようと思う会社も、これでは、どこが悪かったのか、どこを直せばいいのか、対策、改善策を講じようがありません。

また、審査体制ですが、土木部では土木部職員二名と民間有識者二名の計四名となっておりますが、当該分野に長く携わり、今仕事として携わっている県庁職員の側が、どうしても声が大きくなるのではないかと思います。民間の知見を反映させ、また、官より民という姿勢を示すには、少なくとも民間側が過半数となる体制をとるべきだと考えます。

そこで質問いたします。

指定管理者の選定においては、審査基準の各項目の配点を事前公表し、結果点も各項目ごとに公表すべきと考えますが、お考えをお示してください。

また、選定委員は少なくとも民間人を過半数とすべきと考えますが、お考えをお示してください。

以上、四回目の質問といたします。

□ 答弁（総務部長）

入札参加の要件のうち、県有財産の売却についてお答え申し上げます。

地方自治法上、一般競争入札において入札参加に制限を加えることができる場合につきましては、成年被後見人等の契約を締結する能力を有しない者や破産者を一般競争入札に参加できないこととし、また、故意に工事等を粗雑に実施したり、いわゆる不正談合を行うなどの事実が認められるときには、三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができるとしております。

そのほか、必要があるときには、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造または販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができるとされております。

さらに、契約の性質または目的により、入札を適切かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、事業所の所在地、工事等についての経験、技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めることができるとされております。

こうした地方自治法等の規定に該当しない過去の法令違反について、入札参加を制限する要件とする事は法令上できないこととされており、本県の県有財産を売り払う際の入札参加制限の要件としておらず、こうした扱いは国や他の九州各県でも同様でございます。

指定管理者の選定における結果点等の公表についてでございます。

指定管理者の候補者の選定に当たりましては、関係各部及び教育長にそれぞれ設置する指定管理者選定委員会において、住民の平等な利用を確保できるか、施設の効用を最大限に発揮させ、経費の縮減が図られるか、管理を安定して行う物的・人的能力を有しているかなどの観点から、選定基準等を設け、施設の設置目的や性格等を踏まえ、配点を決定し、審査を行っております。

現在、一部施設の指定管理者の募集に際し、選定基準ごとの配点を事前公表しているところであり、審査結果については、公募した全ての施設において応募者の総合点を公表しております。

選定基準の配点や選定基準ごとの評価点の公表につきましては、応募しようとする事業者事前に選定基準の配点を知らせることが、事業者によるサービスの向上につながるかどうかといった観点、また他方で、選定基準ごとの評価点を広く公表することの有意性の有無といった観点から、検討する必要があると考えております。

□ 答弁（土木監）

公共事業に係る入札参加資格についてでございます。

建設業者またはその役員等が労働関係法令、法人税法、公職選挙法などの法令違反を行った場合には、鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づき、指名停止措置を行っております。また、建設工事の一般競争入札参加資格として、指名停止措置を受けていないことを要件としていることから、指名競争入札への参加はもとより、一般競争入札への参加もできないこととなっております。

なお、総合評価の評価項目につきましては、公共工事の品質確保を図る観点から、企業の施工能力や配置予定技術者の能力及び地域貢献度を総合的に評価しているところをごさいます。法令違反などの建設業者の不正行為につきましては、指名停止措置で対処することといたしております。

指定管理者の選定委員についてでございます。

県の指定管理者の指定方針においては、各部局ごとに指定管理者選定委員会を設置することとされており、委員の構成については、同方針により、必要に応じ外部委員を含めるとなっております。

土木部における指定管理者選定委員会は、外部委員二名を含む計四名で構成されており、この委員構成により公平性は確保されているものと考えておりますが、引き続き、公正な指定管理者の選定に取り組んでまいります。

9. まとめ

■ 質問（しもづる）

鹿児島に稼げる仕事をつくるという観点、そして、県政の「見える化」という観点から、るる質問してまいりました。

まず、MICE、コンベンション等の誘致についてですが、答弁でもありましたとおり、現状本県においては、大会議場と中小の会議場が併設された施設が乏しいことも現実であります。答弁にもありましたが、コンベンション施設とは、メインのフォーラムが開ける大会議場に分科会が開催できる中小の会議場を併設し、場合によっては近隣に宿泊施設を併設するというものであります。私は、先ほど提案したように、やはり費用対効果というのはしっかりと考えなきゃいけないものだと考えております。もちろん何でもかんでもそろった施設を新しくつくれたら、それにこしたことはありませんが、税金を使うことですので、費用対効果というのをしっかりと考えて取り組んでいただけるように要望いたします。

そして続いて、Wi-Fiに関しては、非常に前向きな答弁がいただけたと思っておりますので、観光客誘客のためにしっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

続いて、公設試験研究機関の充実ですが、何度も取り上げておりますが、やはり将来の仕事を生むことでもあります。しっかりと研究費の増額も含めて対応いただきたいと要望いたします。

そして、県政の「見える化」についてですが、できる限りの情報はやはりしっかりと、言われるまでも

なく出す。そういう県政の運営を実現していただきたいと要望いたします。

最後に、やはり我々県議会議員は、政策において皆様から注目していただくべく頑張るものだと考えております。私自身、県勢の発展のため、そして鹿児島に稼げる仕事をつくるため一生懸命頑張ることを申し添えて、一般質問を終わります。

御清聴いただきありがとうございました。(拍手)